

北側一雄・幹事 公明



――衆参両院で憲法改正に前向きな勢力が3分の2を占めたと言われる。議論をどう進めるか。

「自民、公明、維新の各党は、憲法のどうをどう改正するか一致していない」

し、民進党も憲法改正が絶対だめとは言つていない。憲法改正案は法律案や予算案と違い、与党、野党という観念はふさわしくない。全く政局から離れるのは難しいかも知れない。

がいい」

が、当面の政局から一步離れた形で冷静に議論して行つた方

## 緊急事態 海外参考に

「緊急事態条項では、災害時の国民の権利制限を求める主張もあるが、必要な大災害時にも国會議員の任期を延長できない問題を、議会制民主主義の観点から議論すべきで、緊急事態の定義が難しいが、海外の例も参考にすべきだ」

「参院の方は、参院議員を今のようになく『地域代表』と『全国民の代表』と参の役割の見直しについても相当議論しないでならない」「9条については、わが党は1項、2項は堅持する立場だ。その上で自衛隊の存在と役割を憲法に明記すべきだとの意見もあると思うが、今

ただ、変えないと不都合があるものを優先すべきだ」

――不都合と指摘されてるのは、緊急事態条項の不備と、1票の格差問題から出来た参院選挙区の合区の問題などだ。

国民で自衛隊が憲法違反という方は極めて少数だろうから、優先順位は高いかどうか。また自衛の措置の範囲は、平和安全法制で明確にしたところで、これを変える必要はない」